

衆議院 第十三回国会 通商産業委員会議録 第五十二号

(一〇九八)

昭和二十七年六月十二日(木曜日)  
午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事高木吉之助君 理事今澄 勇君

理事山手 満男君 理事多武良哲三君

阿左美廣治君 今泉 貞雄君

江田斗米吉君 小川 平二君

土倉 宗明君 淵上房太郎君

南 好雄君 河野 金昇君

高橋清治郎君 加藤 鎮造君

横田喜太郎君

出席政府委員

通商産業事務官  
(通商産業事務官長)

通商産業事務  
(通商産業事務官長)

○多武良委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。参考人

本日は特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたし、参考人より意見を聴取いたします。本日御出席の参考人は、日本ゴム工業会常任理事

事山本米太郎君、全国鐵維労働組合同

盟地方鐵維部会書記下田喜造君の二

名であります。

この際参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、本委員会のためにわざわざ御出席くださいましたことを委員会

を代表いたし、委員長より厚く御礼申

し上げます。参考人各位におかれまし

ては、それなりのお立場より忌憚ない

御意見を承ることができれば幸いに存

する次第であります。

参考人各位におかれましては、このまほ

その際には、将来の輸入が停止するの

ではないかというようなことから、こ

れは政府の懸念もあつたので、われわ

れゴム工業家としては、備蓄のゴムを、

高い値段をかまわず、とにかく買わな

ければいかぬというので、大いに買つ

たのであります。その後、朝鮮の問題

が休戦会談というようなことになります

して、ゴムが暴落したので、非常な痛

手を受けたのであります。しかもその

後の業界が急速に悪くなつたので、こ

の痛手と、それから急激に悪くなつた

ために、業績は逐次低下いたしまし

て、いずれも赤字を出した。こういう

縮して参りました。こういう関係で、本年に入りましても依然不況が続いて参りました。結局生産過剰で、物にはありますので、なかなか言われた通りに実施しない。また一方実施得ない

あまり値がないというようなことで、御承知の通り、ゴム工業は昨年の朝

鮮ブームによりまして、一時は非常に活況を呈しておつたのであります。その際には、将来の輸入が停止するの

ではないかというようなことから、これが政局の懸念もあつたので、われわれゴム工業家としては、備蓄のゴムを、

高い値段をかまわず、とにかく買わなければいかぬというので、大いに買つたのであります。その後、朝鮮の問題

が休戦会談というようなことになります

して、ゴムが暴落したので、非常な痛手を受けたのであります。しかもその

業界が急速に悪くなつたので、この

痛手と、それから急激に悪くなつた

ために、業績は逐次低下いたしまし

て、いずれも赤字を出した。このまほ

その際には、将来の輸入が停止するの

ではないかというようなことから、これが政局の懸念もあつたので、われわれゴム工業家としては、備蓄のゴムを、

高い値段をかまわず、とにかく買わなければいかぬというので、大いに買つたのであります。その後、朝鮮の問題

が休戦会談というようなことになります

して、ゴムが暴落したので、非常な痛手を受けたのであります。しかもその

業界が急速に悪くなつたので、この

痛手と、それから急激に悪くなつた

ために、業績は逐次低下いたしまし

て、いずれも赤字を出した。このまほ

その際には、将来の輸入が停止するの

ではないかというようなことから、これが政局の懸念もあつたので、われわれゴム工業家としては、備蓄のゴムを、

高い値段をかまわず、とにかく買わなければいかぬというので、大いに買つたのであります。その後、朝鮮の問題

が休戦会談というようなことになります

して、ゴムが暴落したので、非常な痛手を受けたのであります。しかもその

業界が急速に悪くなつたので、この

痛手と、それから急激に悪くなつた

ために、業績は逐次低下いたしまし

て、いずれも赤字を出した。このまほ

その際には、将来の輸入が停止するの

ではないかというようなことから、これが政局の懸念もあつたので、われわれゴム工業家としては、備蓄のゴムを、

高い値段をかまわず、とにかく買わなければいかぬというので、大いに買つたのであります。その後、朝鮮の問題

が休戦会談というようなことになります

して、ゴムが暴落したので、非常な痛手を受けたのであります。しかもその

業界が急速に悪くなつたので、この

痛手と、それから急激に悪くなつた

ために、業績は逐次低下いたしまし

て、いずれも赤字を出した。このまほ

その際には、将来の輸入が停止するの

ではないかというようなことから、これが政局の懸念もあつたので、われわれゴム工業家としては、備蓄のゴムを、

高い値段をかまわず、とにかく買わなければいかぬというので、大いに買つたのであります。その後、朝鮮の問題

が休戦会談というようなことになります

して、ゴムが暴落したので、非常な痛手を受けたのであります。しかもその

業界が急速に悪くなつたので、この

痛手と、それから急激に悪くなつた

ために、業績は逐次低下いたしまし

て、いずれも赤字を出した。このまほ

その際には、将来の輸入が停止するの

ではないかというようなことから、これが政局の懸念もあつたので、われわれゴム工業家としては、備蓄のゴムを、

高い値段をかまわず、とにかく買わなければいかぬというので、大いに買つたのであります。その後、朝鮮の問題

が休戦会談というようなことになります

して、ゴムが暴落したので、非常な痛手を受けたのであります。しかもその

業界が急速に悪くなつたので、この

痛手と、それから急激に悪くなつた

ために、業績は逐次低下いたしまし

て、いずれも赤字を出した。このまほ

その際には、将来の輸入が停止するの

ではないかといふ

ういふ

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

特定中小企業の安定に関する臨時措

置法案(境野清雄君外五十七名提出、

參法第一二号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

業会の本部によることとして、ぜひこれを法律化するようにしていただきたいと、いう歎願書まで参つておるような状況であります。

それからもう一つは、いわゆる生産制限をやる場合に、従来の手形発行その他の支拂いについては、やはりつなぎ資金というものがいるのであります。このつなぎ資金がなければ、実際的にやりたいと思つてもやり得ないといふようなことになるのであります。このつなぎ資金の利子補給の問題は、われく工業会といたしまして概算いたしましても、一箇月に約五十億円の生産高を現在上げておりますが、この五十億円の生産を二割減らすいたしますと、十億円のものが減少するのでありますて、この十億円の收入の減少を従来の手形発行から考えてみますと、約三箇月分、三十億の資金を新

たに必要とするのでありますて、かりにこれを年五分といったしましても一億五千万円、一箇月にいたしまして約四千万円の利子を補給していただければ事足りるのでありますて、その借入金といふものは、個々の企業が銀行と交渉するなり、その他の方方法でまかなくいたしますしても、この利子の負担がまた業者の相当な負担になる、こういうふうに考えられますので、この二つはぜひひとつ復活をするようにお願いいたしたいと存じます。

その他は、現在ここに原案ができるております通りで大体意見はございません。一応それだけ申し上げておきま

○多武良委員長代理 次は下田喜造  
君。  
○下田参考人 全纏同盟地方纏維部会  
の下田喜造であります。

地方織維部会と申し上げますのは、

本法案の指定業種にかかりますところの錦織物、絹織物、人絹織物、スフ

織物、細幅等の織物中小企業の労働組

合が団体をつくるのでありますし、本法案で対しましては、私ども建

ことに重要な意義を感じておるわけで

あります。

そこで、回春老人と一石四鳥のことをつまましては、「われく」といふ

しましてたいへん幸いに存する次第で

ありますか、何分急なことでございま  
したので資料等も十分持ち合せており

ません。その点意見の開陳について苦

千疊漏を来すかと存じますか、御工事を頼いた、と思うのであります。

そこで本法案に対する私どもの意見

いたしましては、先ほどエム工業会からの御意見の開陳もありました通り

222

り、本法案のねらわれたところの趣旨  
というものについては、われく全面  
的にこれを了承し、喜ぶものでござい  
ますけれども、この法案の裏づけにな  
りますところの金融的な措置を、いか  
に政府当局をして講ぜしむることがで  
きるかということを考えて参ります  
と、まことに不安なものを持たざるを  
得ないのであります。そこで私どもと  
しては、ぜひ本法案に對しては金融的  
な措置を講じてもらいたいということ  
がまず第一点でございます。次に第二  
点といいたしましては、そもそも中小企  
業の安定化をはかるに際しましては、  
米価の安定と生産過剰の調整とにまた  
なければならぬと思ふのであります  
が、生産過剰の調整をはかり、米価の  
安定をはかる以前に、いわゆる需給の  
調整をはからなければなりません。し  
かしながら需給の調整をはかること  
は、必然的に現在の輸出量ないしは自  
国消費等の問題を勘案いたしました場  
合において、その農種産業の伸張の度  
合いといふものは、これは当然概念的  
に把握できるかと存ずるのであります  
す。しかしながら戦後の経済情勢は、  
政府当局の自由經濟的な色彩が非常に  
激度に發展し、中小企業におきまして  
は、本法案に指定されてあります通り  
の業種において、いわゆる中小企業が  
ほうはいとして巻き起り、そこには日  
本の産業施設の復興に對して一大寄与  
をしたことは間違ひございませんけれ  
ども、それがあまりにも無制限に拡大  
をしているということは見のがせない  
事実ではないかと存するのであります  
す。そこで私どもといたしましては、  
前々からたとえば紡、人組織物にいたし  
しましても、あるいは綿織物にいたし

ましても、零細企業の技術の遅れたところの工場がどんくと拡張されてしまう、しかもその資本力たるや微々たるものである。このような経営が続々と生れて来た場合には、日本の円滑な生産関係というものをまったく混乱に陥れるのではないかと危惧いたしておつたのであります。が、御承知の通り絹、人絹におきましても、あるいは綿織物にいたしましても、現在の経営事情はまつたく危機に瀕し、破産の現状にあります。従いましてこのような中小企業の不安定を除去いたしますに際しましては、本法案の第二十七條に規定しておりますところの、いわゆる生産設備の制限に対する問題をまず第一番に取上げるべきではないかと存ずるのであります。本法案におきましては、生産数量、出荷数量等もありますけれども、しかしながらそれ以前の調整はともかくも生産設備に関する制限であろうかと存ずるのであります。現在の中小企業の織機工場の例を引きますと、戦前の織機台数と戦後の織機台数は、なるほど総数におきましては、戦前の状態には復元いたしております。しかしながら急速に増加いたしまして、戦前の織機台数は微々たるもので、ほとんどが戦前の織機をもだに使つてゐる。若干たとえばN式の織機を、上機を下機にかえたという程度の大企業の資本力に対抗でき得ないものでありまして、技術はきわめて劣悪でございます。従いまして資本力の弱化と加えて、技術の劣悪等によつて大企業の資本力に対抗でき得ないのが、中小企業の運命と申しましようが、現状でございます。従いましてこのような事態に立ち至つては、中小企業に対しましては、無制限に生産設備

は政府当局の指示に従つて、命令に従つて生産設備の制限を加え、今後起つて来るところの中小企業の設備に對してあります。ところの技術の低下と資本力の弱小、その中小企業の安定をはかる結果と相なるかと存ずるのであります。従いまして銀行当局にいたしましても、あるいは政府当局にいたしまして、中小企業に対します安定策が金融的にも講ぜられ、あるいは糸値の安定策の諸事項を講するような結果にもなるかと存ずるのであります。従いまして今の中小企業のままで、このまま無制限に拡大して行くような形におけるところの金融処置も、あるいは政府当局の諸政策におきましても、中小企業には計画的な、ある一定の統制を持った中小企業の安定化をはかることは困難かと存ずるのであります。従いまして私どももいたしましては、とにかくにもまず本法案の中において、生産設備の制限に関する問題を重要点として取上げていただきたいことを希望するわけであります。

どもに経営の振興に努力いたさなければならぬ、かよう存するのであります。しかししてそのような考え方から行きますと、経営の伸張もあるいは經營の衰退も、相ともくに労使がこれを行います。しかしながらそのような関係の場合に、ただ單に政府の現法案によりますような操作、あるいは生産設備、あるいは出荷数量等の省令ないし勧告が下りました場合には、經營者をして労働者の解雇條件をつくらしめるような結果に相なるかと存ずるのであります。従来經營者の中におましまして、労働者の意向をよく勘案いたしまして、悪く言いますと實に封建的な、あるいは家族的など申しますか、そういう關係におけるところの労使の均衡が破れて、勢い政府の勧告なりあるいは省令なりに基くところの操作なしし出荷数量の制限によつて、解雇の必然的な結果が現われて来ようかと存するのであります。そういたしますと私ども労働者の生活が危機にひんし、私ども労働者のみがこの犠牲の結果を負うようなことになりますので、この点は第一点に申し上げました通り、金融的な処置がないところの、そうした勧告なり省令は、必ずや労働者の生活を危機にひんせしめる結果になるかと存するのであります。従いまして私どもは現在の國家經濟の建前からいつて、労働者の生活の全面を補えと言ふことは口で言えても、それが現実に政府当局をして実現せしめるようなことはきわめて困難であるとは思いますが、れども、しかし經營の不振の中においても、ともぐくに労働者も經營の相成り立つような結果を招來せしめようと

するならば、現在の人織織物のところから自転車経営をまつたく停止せしめるような省令なり勧告というものではなくて、金融的な処置を講じて経営が最小限度に持続できる建前をとるようにしていただかなくては、これが労働者の生活についてまとめて重大な影響を及ぼす結果に相なるうと存しますので、この点はくれぐれも本法案の当初の趣旨に基きますところの制定を御実現願いたいと存するのであります。

以上若干本法案に対する私どもの根本的な考え方を申し上げまして、意見の開陳を終りたいと思います。各委員さんの方からのそれへの御質問なりによりまして、私ども具体的に各條項に対しまして意見を申し上げたいと存じております。

○多武夏委員長代理 以上をもちまし参考人よりの御意見の御陳述は終りました。

公述人に對し質疑の通告がありますから、この際これを許します。山手清男君。

○山手清男 今いろいろお話を承ったのでありますから、まず第一にゴムの山本さんにお伺いをいたしたいと思います。先ほど、二百工場ばかりあつたのが七十五工場ぐらいに現在減つているというお話をありますから、このことは、ゴム工業の大部 分が家内工業のようなかつこうで操業しているということを意味しておるのであろうと思うのでありますし、非常に実情の深刻なところがうかがわれます。ところで自動車を通つた場合に、大規模なブリヂストン

ン・タイヤとか横浜謹製といふようなものと中小企業者の立場といふものとは、特にタイヤの輸出ということにからんで、何か意見の相違はあるのではないか。今お話によれば、必ずしもまだ全部の意見が一致しておるのではないというふうな発言がちよつとあります。したが、その辺の事情をお聞かせ願いたいと思います。

○山本参考人 今お尋ねになりました自動車タイヤは、各メーカーが全部大企業でありますて、これは中小企業の対象にならないと思いますので、かりにゴム工業を指定していただく場合には、自動車タイヤ、チユーブのメーカーは除いていたなく、こういうふうに考えております。

それから輸出の問題でござりますが、これはかりにこの法案ができまして、調整組合をつくるにいたしましても、輸出に關係いたしましては全部フリートにいたしまして、いわゆる普通の生産割当の数量のわく外に置くということで解決がつくようと考えられます。

それからもう一つは、工場が減りましたことを申し上げましたのは、單に自転車のタイヤ、チユーブの工場だけを対象にして見た場合を申し上げましたので、実際のゴム工場の現在の全国の設備を調べてみますると、大体一年に十二万トンのゴムを消化得る能力を持つております。これでは戦前にいたしましても、ようやく六万トンの輸入をしたというのがわざかに一年間しかなかつたので、いずれも六万トン以下の輸入で間に合つておつた。しかもこれが敗戦の結果、銀土がかくのごとく狭まり、輸出もできないのに、設備

が十二万トンのものを持つておるといふことでありますので、これはどういふても休止をしておる工場が現在は半分以上ございますが、これの復活を防ぐという意味で、先ほど申し上げましたように、新規開業の制限をしていただきたいという点が、そこにあるのであります。今設備を休んでおるが、少し採算がよくなると、すぐ仕事にかかれるという状態があるのでありますから、これをどうしても厳に押えて行く何かの手段をしないと、ゴム工業界の安定はとうてい見ることができない、こういうような状況でございます。

ております。そうするとそういうものは大部分は大企業で占めているから除くということになると、紡織物のところのものでもそのほかいろいろ餘るものができるて来るかどうか。その点について提案者の方から……。

○南委員 編織物関係は、あなたが御存じの通りです。專業、兼業二つありますして、兼業者、いわゆる紡績業者があわせて織機をやつしているというものは、機台数にいたしますると、非常に少いのであります。生産実績から申しますと、全生産量の約四割に近いものを確かに出しているはずであります。そういう状況を勘案いたしまして、なおこの法案の二條の各事態に十分当てはまつて参りますので、あるいは自動車のタイヤ、チューブとはちょっと趣が違うと思います。自動車のタイヤ、チューブにつきましては、今参入者から言われたように、大部分が大企業であります。山手さんの御指摘になつたものはあるいは修理業などにはあるかもしれません、單につくつていよいといふいわゆる中小企業の概念に当てはまる業態はたしか私はなかつたようと思つております。ほとんど大部 分がこの法案の大企業のように聞いておるのであります。

短期間のうちに製造して輸出することになつておるのを、この特定中小企業安定法で設備の制限、生産制限というものをやられることになると、これは輸出の面から見ると、いろいろ問題が起きて来るであらうと思うのであります  
が、鐵道省長の御答弁を願います。

○ 加藤(鎌) 動員 大体参考人の方からお話をありましたので、あまりお尋ねすることもございませんが、下田さんにお伺いをしたいことがあります。從来中小企業が非常な不況に陥つた場合

中小企業といふのと、本業第一の二つ  
人以下と指定してあるのであります  
が、三百人以下といふ従業員数のみを  
もつて、中小企業ということを指定で  
きるかどうかという問題も、検討して  
みなければならぬと思ふのです。私ど  
も考えますのに、先ほど申し述べたの  
でありますから、中小企業を規定する場

するのであります。先ほど申し上げましたように、需給調整の措置を講ずるためには、どうしても需給調整の措置を講ずるような事態が到来いたしますと、絹、人絹織物の例を引いてみましてもわかりますように、生産の制限やれば企業が破壊する、先ほど云ふ

きましては、すでに賃金が減つておる。減つておる場合に解雇されまし  
たときには——現在の失業保険では、過去三箇月間の平均賃金の六〇%とい  
ふことになります。ところがすでに過半額の賃金を減らすような現状であ  
りますので、その六〇%ということにしておる。

○記内政府委員 ただいまの御意見は、この法案ができると、同時に、たとえば販賣の職機の統制といふものが一律に扱われる、一律の制限を受けるということを前提にしておられるようになりますが、この法案ができますか、またおそらく紡績会社はこの調整組合に加入することはありますけれども、入つた場合におきましては、調整組合の調整規程によつて束縛されることにならぬわけであります。その際におきましては、この法案ができると、たとえば販賣の職機の統制といふものが一律に扱われる、一律の制限を受けることを前提にしておられるようになりますが、この法案ができると、どういう運用になつて参りますか、またおそらく紡績会社はこの調整組合に加入することはありますけれども、入つた場合におきましては、調整組合の調整規程によつて束縛されることにならぬわけであります。

に、やむを得ざる措置として生産制限をやつたことがあるうと思います。そういう場合には一番犠牲とならなければならぬものは、その従業員である労働者だろうと思いますが、労働者の首切りりとすることが相当起つております。その点先ほどあなたが非常に心配してお述べになつたと思いますが、そういう場合に、その首切りが起るということと、もう一つは賃金の不払い、おろと思いますがこういう法律が出ますと、それが合理化される危険がある

合に、二百九十九人までを中小企業として管轄するところの中小企業である。かような官僚的な従業員数のみをもつてする中小企業の規定は、まことにもつて奇々怪々だと存するのであります。この点はただ單に従業員数だけではなく、その工場の資本力等も勘査して、中小企業の規定をすべきではないか、このよう考へるわけであります。そうしないならば、中小企業が戦時中における統制に基きますところの企業合併の内容と何らかわらない。形の上にいきましては、人數はなるほど多いおきまつて、人數はなるほど多い

業会の力が叶いなかった。しかし、発行した手形が不渡りになつてしまふ、企業が破産してしまう、こういった事態になりますので、この点はどうしても金融的な裏づけがなければ、生産数量のあるいは出荷数量の制限でき得ないかと存ずるのであります従いまして金融的な処置を講ずることが本提案の裏づけとなり、これが第1條の目的のところに追加されなければならないと思うのであります。このうなことから、御質問の趣旨の通り中小企業の労働者がその経営の中でのる結果に適当かと存するの

なりますと、これまた下まわるといふことになつて、失業保険法の趣旨をさしも十分に果し得ないといふ結果にならうかと存ずるのであります。従いましてこの点は、先ほど申しましたよほどに、労使の関係がきわめて円満に行つております中小企業におきましては、労働者の條件を無視しないとするならば、金融的な処置も講じなければなりませんからと存ずるのであります。従いまして第一條の目的に御追加を願います。たならば、ただいまの点は若干緩和されるのではないかと存じます。

も、どういうような調整規程が出て来るかということは、これから問題でございまして、今のところ何とも申上げかねることを一応お答えいたしました。

まし  
いうようなことを先ほどお述べになつて、さういたしました。そこで労働組合としては、その場合この法律の上にどういふよう規定を設けたならば、そういう点が尊重されるかという点についての御意見を

こういうような企業の経営があちこちでありますか、経営の状態がよくよくばらばらに思いくに行われておる、

中小企業がこのように出荷数量や生産の制限をやる場合におきましては、業はすでに自主的な操縦もあるいは、主的な合理化をはかるだけ最大限あります。さらに私宣言したいのは、

○加藤(鎧)委員 中小企業の生産制限は、自らの本業である生産に起つて来る労働者の首切りの問題につい  
るいは賃金の不拂い等の問題について御意見がありましたが、その点で田さんはいわゆるつなぎ資金という

○山手委員　今の議論局長の御答弁は、これは議員提出だから、おれらの方では今のこところは何も知らぬといつておられる当局としては、立法者がござりますが、やはりこれは実際に所管をしておられるの御答弁だろうと思うのでありますから、議論局としてはこういふうに考へるのだ、そういう場合にやはりこういう事態が起きるであろうことは、見解として表明していくたゞく必要があるよう考へ

申りたいと思います。首領いかれて、場合にも、失業手当の期間が非常に短かいので、かりに月初られた者が復職する場合でも、失業手当を支給する間を越えるような場合が相当あるうございます。そういうような問題を救いためには、どういう規定がこの法律上必要であるとお考えになりますか。お考えがありましたら承りたい。

○下田参考人　まず中小企業の危機、いうことを概念的に申し上げますが、

点においても、まず御勘案を願いたいと存するのであります。それから御質問によりますところの、労働者の首領たりが行われるおそれがあるのでないかということをございますが、この辺に關しましては、先ほど申し上げましたように、私ども一番心配しておるのであります。従いまして本法案の目的におきましては、「適切な需給調整機能」を講ずることができるようにし」とのことございますが、需給調整の実切な措置だけでは、十分な中小企業

にはかつてはいたるような状態が多々ありました。そういたしますと、最近の織物のように、特別休暇をするとかあるいは労働時間の短縮をはかるいろいろふうにして、通常の円滑な生産状態とは異なつて、労働者の賃金は必然的に低下をいたしておるようになります。この場合に、金融的抜けがなくて、一方的に省令なりけりが行われました場合に、必然解雇になつて参りますと、たとえ少しやむを得ないといったしましても

○下田参考人　まず中小企業の危機、まことに概念的に申し上げますが、

うことでございますが、黒船開港の際、切な措置だけでは、十分な中小企業

の連解雇にかかるて参りますと、かと申  
雇やむを得ないといったましても、

従者の賃金が拂えないという事態は必

資金の、いわゆる資金蓄積の少い時代においては、結局つなぎ資金というものは他から供給を受けなければならぬと思いますが、そういう点について労働者の首切りをしないで生産制限の措置が講じ得るかどうかという点について御意見を伺いたいと思います。

○山本参考人 今お尋ねになりましたつなぎ資金の問題は、これはいろいろ各企業体によつて違うと思うのですが、とりあえずこういう法律によりますと、一応その業界がおい／＼と安定をして行くことは考えられる。また安定するべくやるのでありますから、これを銀行の方によく反映させまして、将来こういうふうになるのだということが確実に見通しがつき得れば、金融業者といたしましても從来のような危惧の念を抱かないで金融に応じてくれるのではないか、こういう考え方を持つております。あるいは調整組合をつくりまして、調整組合で全体の金融を見て行くという方法も考えられないことはないと思いますが、とにかく現在では銀行方面といたしましてもこういう状態ではます／＼じり貧になつて行くので、安心して金が出せないという現状にあるのでありますから、将来が安定するという安定感を与えさえすれば、ある程度の——それもえらい大した額ではない。その工場にとつて生産を縮めて行く二割なり三割なりの分に対するつなぎ資金を得ればいいのでありますて、各企業体で從来と違つて、比較的銀行と交渉がしやすくなつて、という点がねらいだと存じます。

○加藤(録)委員 審議会の問題ですが、審議会は中央にだけ置くようになれば規定期では規定されおりますが、この生産調節をやるものも地方々々によつてやはりいろいろ事情が違つて来るると思ひます。その点について山本さんにも下田さんにもお伺いしたいのですが、審議会といふものが必要ですかとおもいます。またそれがどの程度に必要であるか、この点をお伺いしたい。それから下田さんは、審議会にはやはり従業員側を代表して労働組合の代表を入れてもらいたいといふようなことをおつしやつたと思いますが、そういう点、やはり地方の審議会においてもそういうことが必要であるとお考えになりますかどうか、その点お伺いします。

に学識経験者ということで審議会の構成をなしておるようあります、先ほど申し上げましたように、中小企業それ自体はただ企業者のみによつて成立するということではなくて、企業者が全権限を持つて、企業者の考え方でもつてすべてをなして行くというような大企業の經營のそれとは異なりまして、中小企業は労使が相ともぐにその事業の運営をはからなければならぬということになつておるのが現状でござります。たとえば山本さんの方のゴム関係につきましても、私どもの地議部会へ加入をしておる工場がございまが、先づてのゴム工業の危機に対しましては、他の工場は年々賃金の値上げすることができた、その間に二年半に及んで賃金の値上げやらなかつた、むしろその間に切下げをえて断行した、こういうような経営もあるのであります。従いましてその経営の中においては、かた苦しい生産協議会といふような、そういう大企業のそれのような形ではございませんけれども、労使が相ともどもに協議して工場の再建に努力するといふような形が出て参つております。従いまして、そういう性格からいたしましても、本安定審議会に対しましては、せひとも労働組合の代表がそれに加わるように法案の御修正を願いたい、かように存ずるのであります。ただ労働者のそういう関係だけではなくて、私ども労働組合の立場と、客觀的な社会並びに経済の見方と、あるい

は業者側の見方とは若干相違点もあるうかと思いますので、そのような相違点を調整する意味においても、この建議案の経済の安定をはかり、ひいては社会の安定をはかるという建前からいたしまして、地方の審議会は必要ないといふことを考えております。ということはこれにありますように、これは政令でもつて業種が定められるのでありますて、たとえばホース・メーカー、あるいはベルト・メーカーというふうに指定されるのでありますから、各業種でもつてみなそれ／＼諸問なり答申のつくような機関がござりますから、地方にはそういうものはいらない、こういうふうに考えます。

それからついでに申し上げておきたいのは、今この審議会に労働者の代表を入れるというお話がございましたが、これは一応ごもつともなようにも考えられるのであります、私どもいたしましたは、この労使の問題と、この業界の安定策というものは一応離して考えていただきたい。むろん現在ののような社会情勢におきまして、雇用者が労務者をむちやくちやに首切り離して、かりにこれが生産制限に入るいたしましても、やはり各企業体そのものが自分の方の労務者とよく話ををして、円満に解決をして行くということが本来の趣ではないか、こういうふうに思います。

たいことは、先ほどあなたは加藤委員の御質問に対し、地方的産業の場合には、地方にも審議会を置く必要があるという御意見であったたふうに私承つたのであります。ところがこの地方的産業で、しかもこういうように需給調整のために全国的にいろいろな措置がいるということは、つまり地方の産業といえどもそれが個々の問題になつて参ります場合には、全国的な需給調整が必要になつて来る、個々の需給調整がすなわち全国的な需給調整になる、そういたしますると、中央の審議会にその地方の学識経験者なり、その産業に明るい人を入れればよいのであつて、形式的に地方にも審議会を置くということはいかにも大きさ過ぎるしかえつて屋上屋を架するような気がするのであります。そのためにつきした御見解を伺いたい、なたのはつくりましたのであります。

を見ましてもなか／＼できておりません。そういうところでいろいろ協議いたしました事項についても、たとえば自肅規範をやろ／＼というようなことをきめました、それが実現には相ならぬ、しかも勧告等が行われても非常に困難ではないか、こういうようなことでございます。そこで本法案の二十七条には、いわゆる省令をもつて、適用するということまできめておるのありますから、そういうことでありますならば、あえて加入脱退の自由を認めめる條項は本法案には必要ないのでないかと考えるのであります。さらにその省令を聞かなければ罰則を適用するということまできめておるのありますから、そういうことでありますならば、あえて加入脱退の自由を認めると、この中で現在の協同組合が持つておりますところの欠点を補うためにこの事業がうたわれておると思うのであります。

〔委員長退席、高木委員長代理着席〕

さらに十五條に定めるところの事業だけではなくて、生産過程において、いわゆる原料資材が大企業によつて占められている中小企業は、たとえば織維産業においては二次製品ないし三次製品を取扱つておる。こういうことになると、商社と一次製品の大企業とのいすれかによる加工經營をやらなければならぬ、下請加工による經營をやらなければならぬ。こういうことになりますと、商社と一次製品の大企業とのいすれかによる加工經營をやらなければならぬ、たとえて申し上げますと人絹会社とかあるいは紡績会社等との調整が必要になるのではないか。これは独禁法に触れて参りますけれども、私どもは独禁法を早急に一部改正をする必要があ

あるのではないかと思いますが、本法案では独禁法の適用除外まできめていきますから、その中に何らかの方法によって一次製品の生産会社やあるいは商社との若干の打合せができる程度のものは、この事業の中に加えられる必要があるのでないかと考えるのであります。そういたしますと私どもは、この安定審議会が中央に設置されおる場合には、緊急な事態が起つた場合とか、それが現実に現われる寸前、そのような場合でないと、なかなかこの運営がはかどらないのではないか、それよりもむしろこの中小企業安定期会の下部組織と申しますか、そして地方の業者の意向がすぐに反映できるというような態勢のもとに地方に安定審議会を設けることが、これらの運営がはかどる結果には相ならぬかと、このように考えておりますので、先ほど地方に一應置く必要があると申し上げた次第であります。

○加藤(鎌)委員 提案者にお尋ねしますが、提案者は、地方に安定審議会を設けるといふことは、非常に煩瑣になつて、屋上屋を架する結果になるとおつしやつた。それ／＼業界に通じた者を多数入れればいいじゃないかといふ話でしたが、私はそれでもいいと思う。しかし、ことに中小企業の場合には、非常に複雑で、同じ中小企業の範囲に属するものでも、比較的大企業となりますが、機械類とか、陶磁器など企業の立場が違つて来る、そういう

場合に、業界を代表して一人入れておけばいいという考え方では、この安定審議会の使命を果せないと思う。その場合に、同じ業界からでも、それ／＼複雑な事情に応じて、立場の違う者を入れておかねばならぬじやないかと思ひます。そのため三十名では足らぬじやないか。この三十一條の三項にいろいろ選定の基準が出ておりますが、か、それよりもむしろこの中小企業安定期会の構成につきましては、たとえば議会の構成につきましては、どの業種についても比較的共通のものだらうと思ふ。問題は、單一業種の関連産業あるいはその單一業種の代表者と部会をつくりて、消費者代表並びに労務者代表というふうに参つた方が、この審議会の目的を達するのじやないか、そういうふうに考えております。そう考えて参りますならば、三十名の人間をもつておるならば、今指定されておる業種程度では十分ではなかろうか、こう思つて三十名にしたのであります。

高木委員長代理 他に御質疑はありますか。——なければ、本日はこの程度にいたし、次回は明日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会